

関西労災職業病

関西労働者安全センター

2009. 7.10発行(通巻第392号) 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp
ホームページ : http://www.geocities.jp/koshc2000/



| | |
|-----------------------------------|----|
| ●政府は石綿公害の存在を認め、すべての被害者救済に真剣に取り組め！ | |
| 二つの専門検討会の動向 | 2 |
| ●クボタショックから3年 | |
| それぞれの「アスベスト禍」、そして未来 — その14 | 7 |
| ●アスベスト報道ダイジェスト 2009年6月 | 9 |
| ●脳心臓・精神疾患の2008年度労災認定件数公表 | 10 |
| ●韓国からのニュース | 11 |
| ●前線から | |

ばく露歴見逃した中皮腫不支給に原処分取消決定／小学校教頭の脳出血で取り消し公務上裁決／過重労働による血液疾患悪化で不支給処分、審査請求へ

6月の新聞記事から／19
表紙／「尼崎集会」でサックスを演奏する患者の矢木龍八さん
(6月27日 撮影:今井明)

'09 7

政府は石綿公害の存在を認め、すべての被害者救済に真剣に取り組め!

二つの専門会検討会の動向

石綿の健康影響に関する検討会

石綿被害が労働者にとどまらず家族、周辺住民を巻き込んだ広範な広がりを示していることは、尼崎市にあったクボタ旧神崎工場内外の被害状況が象徴している。

クボタへの「救済金」請求をまとめている尼崎労働者安全衛生センターによると、2009年6月15日現在、クボタへの書類提出者は計201名（うち女性95名。3名が肺がんのほかはすべて中皮腫。）。

一方、クボタによると、同工場労働者の被

害者は151名（うち療養中17名、中皮腫は45%）。

合計すると352名。その他に、労災認定を受けていないじん肺罹患労働者、周辺ばく露と工場内ばく露による胸膜pleroker病患者などが多数存在しているので、被害者総数は膨大な数にのぼっている。

規模の差はあるものの同様の工場内外の被害をみている全国6地域について、環境省は「健康リスク調査」なる調査を実施してきた。調査は環境庁から各関係自治体への委託調査として実施され、報告書のとりまとめは「石綿の健康影響に関する検討会」（座長：内山巖雄、以下、内山検討会。）が行う。

2008年度調査については、6月17日の第17回検討会で報告書が取りまとめられた。

対象地域は、1) 大阪府(泉南地域〔岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町〕—多数の旧石綿工場周辺、河内長野市—東洋石綿周辺)、2) 兵庫県尼崎市(クボタ旧神崎工場周辺)、3)



石綿の健康影響に関する検討会

佐賀県鳥栖市（旧日本エタニット鳥栖工場周辺）、4) 横浜市鶴見区（旧朝日石綿（現エーアンドエーマテリアル）横浜工場周辺）、5) 岐阜県羽島市（ニチアス羽島工場周辺）、6) 奈良県（王寺町一二チアス王寺工場周辺、斑鳩町一竜田工業周辺、など）。

1) 2) 3) は2006年度から2008年度まで3年間、4)

5) 6) は2007年度から2年間実施されてきており、2009年度は北九州市が加わることになった。

影響を示す結果、だが・・

健康リスク調査の方法は、工場稼働時に当該地域の居住歴があり、現在居住している人で調査を希望する人に対して、問診、胸部レントゲン直接撮影検査（以下、X P検査）、CT検査を実施し、これを、ばく露歴区分ごとに分析するというもの。

クボタショック後、周辺住民の健康不安に応じて実施されてきた自治体、企業による健康診断のスタイルをそのまま踏襲し、これに、居住歴、職歴などの問診を加えたもので、そのために当初はX P検査を一次検査とし、異常所見者に二次検査としてCT検査を実施していたが、石綿ばく露による所見として特異的な「胸膜プラーク」の検出率についてX P検査ではCT検査の半分程度にすぎないため、現在では、初回はCT検査を行うことになっている。



6/18 環境省に対する申し入れ

今回の各報告をみると、「職業ばく露歴が確認できない人に胸膜プラークが高率に確認」されている。胸膜プラークは、日本では石綿ばく露を原因とすると考えてよい、とされている所見であるので、この知見は、工場外への石綿飛散が事実としてあった証拠である。

労働現場においては、胸膜プラークのある直接ばく露労働者、間接ばく露労働者とも健康管理手帳を交付して健康管理体制に組み込むこととされているので、これらの地域の周辺住民等（家族や近隣職場労働者）についても同様な健康管理体制を、具体的に確立しなければならないはずである。

しかし、3年間にわたって同様な結果を得ながら、政府（所管は環境省）は、何一つ具体的な政策を実施していない。

各地住民団体で申し入れ

業を煮やす形で、今年は内山検討会の翌日に、各地の住民団体が集合して、環境庁に

申し込みを行った。

今回、石綿対策全国連絡会議が窓口となって「アスベスト被害地域住民ネットワーク 代表 飯田浩（尼崎）、柚岡一禎（泉南）」として要請を行った。申し込みと話し合いには各地から、前日の内山検討会を傍聴した飯田浩（尼崎）、澤田慎一郎（泉南）、森本啓二（河内長野）、山本直子（奈良）、林三統（羽島）の各氏が参加した。

環境省側は原徳寿環境保健部長、泉陽子 石綿健康被害対策室長などが出席、そして 岡崎トミ子・小川勝也参院議員（民主党）、吉

井英勝衆院議員（日本共産党）、淵上貞夫参院議員（社民党）が立ち会った。

すでに明らかになっている石綿被害について因果関係を認めようとせず、何ら前向きな施策を行おうとしない政府・環境省の姿勢に批判が集中した。

内山検討会では2010年度以降リスク調査を5年間程度拡大継続する計画が示されたのだが、「漫然とした調査継続は無意味である」と厳しい意見が環境省側にぶつけられた。また、石綿新法の救済水準について「月10万円の療養手当では生活できない」と早期改

2009年6月18日

環境大臣 斎藤鉄夫 殿

石綿健康被害救済法見直しに関する要請

アスベスト被害地域住民ネットワーク（代表 飯田浩（尼崎）、柚岡一禎（泉南））

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会尼崎支部／泉南阪南地域の石綿被害と市民の会／河内長野アスベスト被害者とその家族の会／中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会奈良支部／アスベストに関する地域住民の会（岐阜羽島）／旧朝日石綿住民被害者の会（横浜鶴見）

連絡先： 136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階/石綿対策全国連絡会議事務局長 古谷杉郎

6月17日に第17回アスベストの健康影響に関する検討会が開催され、昨年度各種調査結果が報告されました。石綿健康被害救済法は、施行から5年以内（2011年3月27日まで）「見直しを行なう」とこととされており、貴職は国会答弁等において、同検討会の各種調査はこの見直しの基礎となるものであることを明らかにしています。

そこで、同検討会の健康リスク調査が行なわれている地域の、アスベスト被害者とその家族、地域住民として、以下の要請をいたします。

善が必要であることなどを申し入れた。

もたつく救済対象拡大

6月30日、第7回「石綿による健康被害に係る医学的事項に関する検討会」(座長:森永謙二、以下、森永検討会)が開かれた。ここでは、主に、石綿新法の対象疾病として、石綿肺を含めるか否か、含める



環境省調査の問題点を追及.

1. 調査地域においてアスベスト被害及び/またはアスベスト曝露の医学的所見が高率に認められることの(考えられる)原因を明確にしてください。
2. 調査地域を含めたアスベスト被害地域を「地域指定」
3. 等することによって、①関係住民の長期的健康管理体制を確立し、②アスベストによる健康被害の救済を促進できるように、石綿健康被害救済法を見直してください。
4. 2の①については、(アスベスト曝露の可能性が推定される)過去の一定時期に当該地域に居住・通学・通勤等した者が、継続的に自己負担なしに健康管理を受けられる制度を、導入してください。この大賞には、職業ばく露であっても労働安全衛生法による健康管理制度の適用をうけない人を含めてください。
5. 2の②については、(アスベスト曝露の可能性が推定される)過去の一定時期に当該地域に居住・通学・通勤等したという事実に基づいて、中皮腫以外のアスベスト関連疾患の認定を容易にする制度を、導入してください。
6. 2の②と合わせて、石綿肺とその合併症をはじめとして、アスベスト曝露によって起こる可能性のあることの明らかな疾病をすべて指定疾病に追加すること等によって、「門前払い」
7. という最悪の事態を解消してください。
8. 石綿健康被害救済法の給付の水準・内容を、患者・家族の生活や就学等の実情を踏まえて見直してください。
9. 救済率の達成目標を立てて、救済状況を検証する仕組みをつくり、達成できるまでは請求権を奪わないようにしてください。
10. 石綿健康被害救済法見直しのプロセスに私たちが関与できるようにしてください。

とすると如何に取り扱うか、などが検討されている。今回の検討会では、報告書案が示され意見が交換された。次回には報告書がまとまる運びとなつた。

対象疾病拡大については、「労災保険並みに拡大すること」が石綿新法制定当初からの被害者側の要求であったが、いまだに、実現していない。環境省は、労働者以外での石綿肺など中皮腫、肺がん以外の発症が確認されていないなどと、理由にならないことを口実にし続けている。

石綿新法は、労災補償制度などの労働者向けの制度の適用をうけられない被害者をカバーする制度である以上、労災補償制度の対象外であって、職業ばく露による被害者を対象としている。代表的な例では、一人親方、事業主の立場の被害者の救済を念頭に置けば、対象疾病を労災補償制度並みにするべきであることは明白であるから、いまに至るも対象疾病的拡大を行っていないのは、行政不作為そのものというほかない。

どうにか石綿肺は対象疾病に入れることができ、今回の森永検討会報告書案では示されたものの、救済する範囲をきわめて限定する方向である疑いが濃厚である（重症者に限定したり、合併症による要療養者を認めないなど）。また、良性石綿胸水やびまん性胸膜肥厚について対象疾病にする方向が示されていない。どうも、ここまでたつきながら、きわめて不十分な環境省の方針を追認するだけに終わりそうである。

私たちとしては、このような森永検討会の報告いかんにかかわらず、これまでの要求をいかに実現していくかが重要な局面と

なつた。

石綿新法は、被害者団体、市民団体の声を直接反映する場がないまま、制定が強行された。国会では野党の反対のもとで可決されたという、不幸な生い立ちをもつてゐる。

今回の森永検討会の終わりに座長は「私の方から、だれも委員の先生が言わなかつたから言いますが、この見直しのことについては、できるだけ公聴会か何かヒアリングを一回設けて、いろんな立場の人の意見も聞く機会を一度つくっていただきて、それでこの改正の話をいいものにしていった方が私はいいかなと思いますので、一律全員月10万円でなくてもいいと思いますし、もっと中皮腫なんていうのは本当に悲惨ですから、その辺のことも含めて、全体のせつかくの機会だから、石綿肺だけではなくて、もう5年後の見直しというのは今からやらないといけないので、公聴会等も含めて、一度考えていただいたらと思います。（第5回検討会議事録 http://www.env.go.jp/air/asbestos/commi_hhmi/05/gijiroku.html）と指摘している。

政府・環境省は、被害を受けた当事者の声に基づいた制度改正に真剣に取り組むべきなのである。



「クボタショック」から3年 それぞれの「アスベスト禍」、そして未来－その14

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 古川 和子

クボタショックから4年経った今

6月27日にJR尼崎駅前にある小田公民館で「クボタショックから4年、アスベスト被害の救済と根絶をめざす尼崎集会」が行われた。例年通り地元の方はもとより全国から多くの方が参加した。集会後の発表では170名の参加だったと聞く。

開会の前に流れるビデオ映像には、故土井雅子さん・故前田恵子さんをはじめ当時を共に闘った懐かしい方々の表情が映し出された。当時の新聞報道やニュース映像を見ていると私達は4年前に引き戻されていった。

今年の集会はそれまでの集会とは少し違っていた様に思う。

「何が違っていたか？」被害者の発言や尼崎市からの報告、飯田さんからのクボタ請求者が200名を越した話等はいつも通りだった。

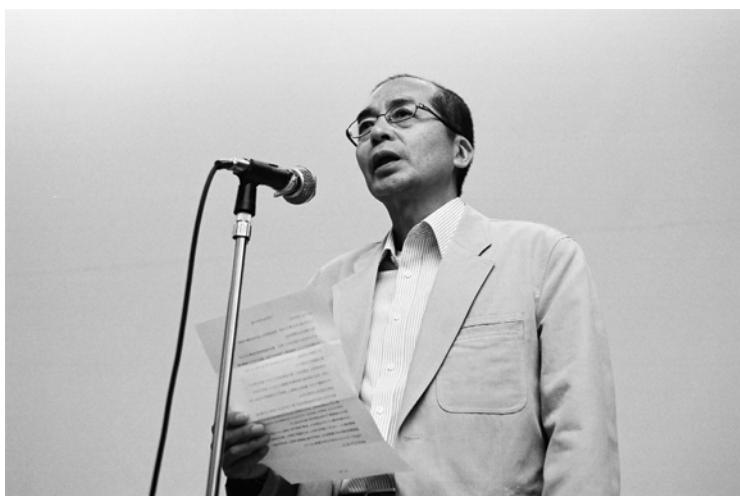
例年通りに進められた進行の中で、最後に「アスベスト被害地域住民ネットワーク」が紹介された。泉南・尼

崎・河内長野・奈良・岐阜羽島・横浜の6地域被害住民の方達がここにきて初めて「ネットワーク」として声を出したのだ。

クボタに始まった「アスベストショック」だったが、その問題の大きさはこの地域住民ネットワークを通じて更に全国に、そして海外にまで広がろうとしている。

東京での手続き

クボタの救済金手続きはこの4年(正確には3年)の間に何回行われたのか今直ぐには思い出せない。先日も患者さんの体調に合わせてクボタ東京本社で手続きが行われた。



尼崎集会で話す早川義一さん（撮影：今井明）

その際に飯田さんから「古川さん東京に何回来たかな?」と聞かれても一瞬、解らなかった。「2、3回かな?」といいながら、「あ、あの方も会った、○○さんの時もご自宅に伺った」などと指を折っていたらかなりの人数の方の手続きを東京で行ってきたと気づいた。瞬間、それまで手続きの際にお目にかかった患者さん達の顔が走馬灯のように浮かんできた。

電話では何回もお話してきた方との初めての対面。

会話の中で想像していた病状とは違って(電話の時より病状が進行しているから)言葉を詰まらせたり、思いのほか元気そうで安堵したり、会う方ひとりひとりが私の中でひとつのドラマとして残っている。

救済金手続きは、クボタの担当者と直接会って進められる。その際には社長に代わり担当者の丁重な謝罪がある。そして被害者の方は心に思っている事を語り、その言葉は社長に直接伝えられる事になっている。

だからいつも私も「社長に伝えてください

いね」と前置きして話をする。しかし「あの言葉がいつ社長に伝わりどの様なコメントが有ったのか知りたい」と思う事もある。

東京在住の方の手続きで心に残るおひとりに、A子さんがいる。

A子さんは胸膜中皮腫診断後「半年」の余命を宣告された。夫は大手の製薬会社勤務で、夫と共に海外赴任歴を繰り返し、やっと日本に落ち着いた住居を構えた矢先のA子さんの発病。「クボタショックから2年」の報道を聞きながら引越しの荷造りをしていて体調の異変に気づいた。私達が手続きに訪問した時、広く整然としたご自宅で「未だに一部の荷物は解いていないのですよ」と寂しそうに笑っていたA子さんだった。

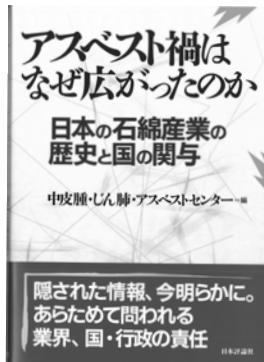
A子さんは抗がん剤治療を行わないで「自然に任せています」と語った。そして緩和ケア病院を探している最中だという。「海外生活が長くて妻に苦労をかけてきて、やっと日本で落ち着いた老後を・・・と考えていたのに」と語った、頑強そうなご主人の眼から涙が溢れていた。

(つづく)

アスベスト禍はなぜ広がったのか

日本の石綿産業の歴史と国の関与 中皮腫・じん肺・アスベストセンター編

世界と日本のアスベスト産業の歴史を調べ、さらにそれへの国の関与を明らかにし、健康被害の拡大がなぜ防げなかつたのかを問う。



日本評論社 A5判 248ページ
定価 2520円

アスベスト報道ダイジェスト 2009年6月

6/6 神奈川県横須賀市の米海軍横須賀基地に勤務し、中皮腫で死亡した対間均さんの遺族が「国と米海軍はアスベストの粉じん対策を怠った」として賠償を国に求めた訴訟で、横浜地裁横須賀支部は、約7684万円の支払いを命じた。対間さんは77-95年、機械工として基地内の冷房装置の修理・解体などを担当した。06年に中皮腫と診断され、現役従業員では初めて07年5月に提訴したが10日後に死亡、遺族が訴訟を引き継いだ。

6/12 アスベストが使われている可能性がある民間建築物は、全国に約280万棟と推計されることが、国土交通省の調査で分かった。同日開かれた社会資本整備審議会アスベスト対策部会で報告された。アスベストの使用率が高い50-60年代の民間建築物を調査し、自治体が「アスベスト台帳」を整備するなどの実態調査案も示された。

6/15 横浜市健康福祉局はアスベスト病変多発で環境省の「健康リスク調査」対象地域になっている同市鶴見区で、今年度の調査の受け付けを開始調査は10月、同省から委託され市が実施する。受け付けは7月10日まで、対象は市内在住か89年以前に同区に在住していた人。問診後、胸部エックス線検査などでチェックする。済生会横浜市東部病院など医療機関5カ所で、無料で受診できる。問い合わせは同市保健事業課。

6/17 アスベスト工場の周辺6地域の住民を対象に環境省が実施した08年度の健康調査で、石綿関連の職歴などがない1012人のうち16%の161人に、胸膜肥厚斑が見つかったことが、同省検討会で報告された。同省は10年度から5年間、対象者を大幅に増やして新たな調査を実施する方針を明らかにした。調査は08年度、兵庫県尼崎市、大阪府泉南地域、佐賀県鳥栖市、横浜市鶴見区、岐阜県羽島市、奈良県で工場が稼働していた時期に住んでいた近隣住民に呼び掛けた。希望した2262人に検査を実施、548人に胸膜肥厚斑が見つかった。うち322人は石綿関連の職歴や施設への立ち入り歴などがあり、65人が家族に職歴があった。残り161人は大気を通して工場の石綿を吸った可能性がある。09年度は北九州市を対象地域に加える。161人の内訳は△大阪府19△尼崎市43△鳥栖市6△横浜市14△羽島市47△奈良県32。

二チアス王寺工場と竜田工業周辺でアスベスト関連の健康被害が発生している問題で、二チアスなどの救済金支給基準の400Mを越える地点で、少なくとも12人に胸膜肥厚斑が確認されたことが、環境省の健康リスク調査でわかった。昨年の同調査では6人だったが倍増、患者団体は支給基準の見直しを求めている。今回、職歴がないのに胸膜肥厚斑があった32人のうち、12人は基準の400Mを超えていた。内訳は二チアス王寺工場から約500Mに6人△約800Mに3人△約1キロに1人、竜田工業から約1キロに1人。

環境省は、石綿健康被害救済法で06-07年

度に救済認定された中皮腫と肺がんの患者についてのアンケート調査の結果を公表。患者が最も長く居住した都道府県は、多い順に兵庫県393人、大阪府327人、東京都261人と、兵庫県が最多だった。一般環境経由で石綿を浴びた可能性がある患者の居住地も、兵庫県、大阪府の順だった。被認定者2837人の患者または遺族が回答した。兵庫県と回答した人のうち233人は、職業で石綿を浴びた経歴がなく、一般環境経由で石綿を浴びた可能性があるグループに分類された。さらにこのうち、尼崎市の居住歴を持つ人が162人だった。また石綿関連の職歴のない大阪府の集団も130人いた。そのうち大阪市は58人で、市町村別では尼崎市に次いで多かった。

横浜市鶴見区のアスベスト病変問題で、環境省の検討会で公表された「08年度健康リスク調査」結果によると、石綿吸引の指標となる「胸膜ブラーク」の住民26人のうち環境曝露とみられるのは3人で、07年度分と合わせ16人になった。うち12人が旧朝日石綿横浜工場周辺300M以内に集中している。調査は同省の委託を受けた市が年2回実施、新たに227人が受診。中皮腫はゼロだが胸膜ブラークは26人。内訳は石綿を扱った職場歴のある人が14人、間接職場歴7人で、職場歴がなく環境曝露とみられるのは3人だった。健康リスク調査とは別に、06年から住民の健康診断を続ける後継会社の調べでは、157人が受診し胸膜ブラークは44人。元従業員の中皮腫死者は33人。

中皮腫で亡くなった市民48人の職場歴や生活歴を初めて調べた結果を、横浜市は発表した。環境曝露による死者はいなかった。03-07年に中皮腫で死亡した148人のうち、同意が得られた遺族らを対象に08年度、聞き取りやカルテ調査をした。その結果△直接職歴23人△間接職歴14人△不明7人など、いずれも環境曝露による被害は認められなかつた。また48人のうち3人が労災認定も石綿健康被害の救済給付も申請していかなかつたため、市は遺族に救済給付を説明した。

6/18 かつてアスベスト製品の工場があつた地域の住民や支援団体のメンバーが、環境省の幹部と面会し、住民の健康診断を継続的に行うことや、国の認定を経ずに住民を一律に救済する新たな制度の導入などの要望書を手渡した。要望書では、国が昨年度全国6つの地域で行った健康調査で、アスベストを吸った職歴が確認できない住民にも、アスベスト特有の肺の周りの組織の変化があつたことを受けて、原因を明らかにすることや、被害地域の住民を対象に無料の健康診断を継続的に行うことなどを求めている。環境省環境保健部長は「がんの進行の早さなど、病気の特性にあわせて健康管理のあり方を検討していきたい」と答えた。

6/22 平成19年度までの3年間にアスベストが
(P13につづく)

脳心臓・精神疾患の2008年度労災認定件数公表

厚生労働省は、6月8日、2008年度分の「脳・心臓疾患及び精神障害等に係る労災補償状況」(<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/06/h0608-1.html>)を公表し、内容について以下のように指摘している。

1 「過労死」等事案の労災補償状況

- (1) 請求件数は889件であり、前年度に比べ42件(4.5%)減少。
- (2) 支給決定件数は377件であり、前年度に比べ15件(3.8%)減少。
- (3) 業種別では請求件数、支給決定件数ともに「運輸業」が最も多い。
- (4) 職種別では請求件数、支給決定件数ともに「運輸・通信従事者」が最も多い。
- (5) 年齢別では請求件数、支給決定件数ともに50~59歳が最も多い。

2 精神障害等事案の労災補償状況

- (1) 請求件数は927件であり、前年度に比べ25件(2.6%)減少。
- (2) 支給決定件数は269件であり、前年度に比べ1件(0.4%)増加。
- (3) 業種別では請求件数、支給決定件数ともに「製造業」が最も多い。
- (4) 職種別では請求件数は「事務従事者」が最も多く、一方、支給決定件数は「専門的・技術的職業従事者」が最も多い。

表1 脳・心臓疾患の労災請求・認定件数

| | | 2002年 | 2003年 | 2004年 | 2005年 | 2006年 | 2007年 | 2008年 |
|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 脳・心臓疾患 | 請求件数 | 819 | 742 | 816 | 869 | 938 | 931 | 889 |
| | 決定件数 | 785 | 708 | 669 | 749 | 818 | 856 | 797 |
| | 支給決定件数 | 317 | 314 | 294 | 330 | 355 | 392 | 377 |
| | 不支給件数 | 468 | 394 | 375 | 419 | 463 | 464 | 420 |
| | 未決定等件数 | 34 | 34 | 147 | 120 | 120 | 75 | 92 |
| | うち死亡 | 355 | 319 | 335 | 336 | 315 | 318 | 304 |
| うち死亡 | 決定件数 | 379 | 344 | 316 | 328 | 303 | 316 | 313 |
| | 支給決定件数 | 160 | 158 | 150 | 157 | 147 | 142 | 158 |
| | 認定率 | 40.4% | 44.4% | 43.9% | 44.1% | 43.4% | 45.8% | 47.3% |

表2 精神障害等の労災請求・認定件数

| | | 2002年 | 2003年 | 2004年 | 2005年 | 2006年 | 2007年 | 2008年 |
|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 精神障害等 | 請求件数 | 341 | 447 | 524 | 656 | 819 | 952 | 927 |
| | 決定件数 | 296 | 340 | 425 | 449 | 607 | 812 | 862 |
| | 支給決定件数 | 100 | 108 | 130 | 127 | 205 | 268 | 269 |
| | 不支給件数 | 196 | 232 | 295 | 322 | 402 | 544 | 593 |
| | 未決定等件数 | 45 | 107 | 99 | 207 | 212 | 140 | 65 |
| | うち死亡 | 112 | 122 | 121 | 147 | 176 | 164 | 148 |
| うち死亡 | 決定件数 | 124 | 113 | 135 | 106 | 156 | 178 | 161 |
| | 支給決定件数 | 43 | 40 | 45 | 42 | 66 | 81 | 66 |
| | 認定率 | 33.8% | 31.8% | 30.6% | 28.3% | 33.8% | 33.0% | 31.2% |

(5) 年齢別では請求件数、支給決定件数ともに30~39歳が最も多い。

脳・心臓疾患では請求件数、決定件数、認定件数ともに減少している一方、認定率は昨年に続いて微増している。

脳・心臓疾患の認定率は、2001年の労災認定基準改正で、長時間の加重業務の基準が明確化されて以来急増したのだが、今回の377件中361件が長時間の加重業務により認定されていて、半数以上の338件が1ヶ月に80時間以上の時間外労働を行っていた。

精神障害では、請求件数は減少したもののが決定件数は増加、認定件数は1件の増加であるが、認定率では昨年に続いて下がっている。5月号で紹介したが、精神障害の認定基準の付加評価表が改定され、その影響が今後どのように出るのかまだわからないが、評価が現状にあってないために認定率が下がっていたのであれば、今後増加に転じる可能性はあるだろう。

今回、参考資料として、脳心・精神それぞれの審査請求事案の支給決定件数も公表された(<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/06/d1/h0608-1c.pdf>)。脳心では、2004年から2006年まで4件であったのが、2007年は8件、2008年16件に倍増している。精神障害でも2004年1件、2005年5件、2006年10件、2007年15件、2008年22件と増加している。

また、都道府県別の補償状況も発表されているが、県によって認定の割合にばらつきがあり、認定基準の運用状況がかなり違っているのではないかと思われる。

今後、厚生労働省には不支給事例を含めた請求事案の分析と公表を求めていきたい。

韓国からのニュース

■【世の中を読む】ある白血病

イ・ケサム（慶南密陽市、ミルソン高教師）

8年前のことだ。私が担任したクラスに白血病を病んでいる女の子がいた。いつもマスクを使い、個人用の机を別に使っていた。大きな病いに罹った子供がいる家がそうであるように、とても貧しかった。風邪にかかっただけでもその子は応急室に行き、無菌室に何日も閉じ込められ、回復してやっと家に帰った。中学校1年生だったその子は優しい子だったので、マスクの後からいつも笑おうとし、いつもクラスの子供たちに何かをあげようとしたが、いつも相手にされなかつた。この子を私たちのクラスの一員にしようとするちょっとした努力の中で知ることになったのは、14才の少女の人生に宿った深い悲しみだった。例えば、子供が隠し持っている鉛筆のスケッチの絵の中の少女たちは、無菌室で一緒に過ごして死んでいった友人の顔だった。

そして私には、白血病というのはドラマに出てくるように、頭にかぶった帽子一つで表現される外傷のない病気ではなく、一家の暮らしを破壊するようなものすごい治療費と抗癌治療、嘔吐、脱毛、応急室と無菌室、検査結果を待つ時の地獄のようないだち、などのまっ暗な記憶の塊りである。

ファン・ユミ、イ・スギョン、ファン・ミヌン、この3人の名前をひょっとして聞いたことがあるかも知れない。これらは三星半導体のキフン工場で一緒に仕事をしてい

たなかまであり、3人とも急性骨髄性白血病で死んだ。10万人に3.7人の割合でしか発生しないというこの珍しい病気が、一つの機械で相棒として仕事をした20代初めの二人の女性と、そのラインの維持保守を担当したエンジニアに発病し、その後に三星半導体白血病対策委に届けられた発病事例だけでも22件である。

再発した病気のために身体も支えられずに、億台に近い治療費を心配するお父さんを眺めて涙を流すしかなかったファン・ユミさんは、結局23歳で亡くなった。闘病中のファン・ミヌン氏は痛む身体を引きずつて二度目の出生申告をした後、しばらくして亡くなった。5月19日、これら3人を含む三星の白血病被害労働者と遺族が集団で提訴した産業災害申請は、全員不承認の判定を受けた。彼らが作業中に吸い込んだ数十種の化学物質の存在も、内科学の教科書にも出てくるという白血病と化学物質の明白な相関関係も、直接的な証拠がなくても間接的であれ『相当因果関係』が成立すれば産業災害と認定するという大法院判例も、効果がなかつた。したがつてこれら全てのものは偶然だったということである。億台の治療費も、死を前にした者の山のような苦痛も悲しみも、結局は個人の責任だった。産業災害申請をすると言うファン・ユミ氏の父親に、会社関係者はこのように話したという。「お父さん、三星に勝とうというのですか？勝てると思うならやってみなさい」

と。

そして10日後の5月29日、「権力は市場へ渡った」と言ったノ・ムヒヨン前大統領の告別式が行われたまさにその時間、年売り上げ200兆ウォン台の巨大企業の経営権を継承するのに、わずか16億ウォンの税金しか出さなかったという奇想天外な詐術は、大法院によって無罪を宣告された。全てのものが絶妙だった。6対5というきわどい判決、山のような辞退圧力を耐え忍んで、ついにその席を守られたシン・ヨンチョル大法院判事様、その判決が終るとそろそろシン大法院判事に退けとの意味を表すこの事件の1審裁判で、三星側弁護人であったイ・ヨンファン大法院長様。

私はこの手紙を夜間の自習の真っ最中の私たちのクラスの教室で書いている。獣のようではなく、人間が生きる地で生きていくために必要な最小限の道徳、最小限の正義までごみ箱に放り込まれた国で、それでも子供たちはこの厳しい人生の一方の崖にでも根をおろそうと、明るい灯りの下で勉強というものをする。すべてがつまらないことだと、声に出して怒鳴りたい気持ちだ。

2009年6月19日 ハンギョレ新聞

■工事現場の焚き火が燃え移って死亡しても『業務上災害』

シン・ヨンボク聖公会大客員教授は、刑務所の夏は冬よりもぞつとすると書いた。しかし建設労働者にとって、冬は夏よりもぞつとする。とにかく土地も、水も凍りついて、工事がない。職場が消える。運良く仕事が入ってきてても厳しい寒さのために、苦し

いことこの上ない。だだっ広い工事現場には寒さを避ける所がない。よっぽどでなければ建設労働者に食堂と更衣室と便所を作らなければならないという法はできないのだろうか。

2006年2月末、ある日雇いの石工が寒さを避けようと工事現場で焚き火をした火が燃え移って、死亡するという事件が発生した。裁判所はこの事件が業務上災害に該当するという判決を行った。

仕事待つ間に起こした焚き火で亡くなつて

経歴20年の日雇い石工のキム某氏は、2005年12月から工事竣工日まで、全北鎮安郡の水害復旧工事現場で石垣業務を担当するとして、K建設会社と労働契約を結んだ。ところが雪が大量に降って、水害復旧工事はしばらく休業の状態になった。キム氏はその年12月14日の一日の日当を受け取った以外には、翌年2月まで仕事をすることができなかつた。

その後キム氏は2006年2月27日、工事がいつ再開できるかを調べるために現場に出てきて被害に遭った。この日午前7時20分頃、身体を暖めようと火をつけた焚き火が自分の身体に燃え移ったのである。当時、綿のズボンを履いていたキム氏は、ガソリンを火にかけた時に炎に包まれた。

キム氏の母親であるチョ某氏は勤労福祉公団に遺族補償金と葬儀費を支給するよう要請した。公団は、キム氏が事故当日は雇用状態になく、故意的におこした焚き火によって事故が発生したに過ぎず、業務上の災害とは見られないとして、これを拒否し

た。

火を起こして身体を暖めるのも『業務準備行為』

この事件の原告はキム氏の母親で、被告は勤労福祉公団である。1審と2審の裁判所は公団の手を上げたが、最高裁は原審を破棄して光州高等法院に差し戻した。判決の要旨は以下の通りである。

「最初に、契約期間が決められた労働契約を締結した以上、単に一日の日当だけしか支給されない状態で工事が一時中断されたとしても、労働関係が消滅したとは見られない。次に、事故当日、キム氏は作業の再開を待って現場の点検をしている間に身体を暖めるために火をおこした可能性が大きい。冬季の土木工事現場で工事の準備や休息のために火をおこして身体を暖めるのは作業のための準備行為、または社会通念上それに伴うものである。したがって会社の支配または管理下での業務遂行、およびこれに伴う通常の活動過程で起きた事故である。」

この事件の争点は二つである。先ず、工事が3ヶ月近く中断された状態で、労働契約が成立しているかどうかである。裁判所はキム氏と会社が2005年12月1日から水害復旧工事の竣工日まで、期間が定められた労働契約を結んでいたので、工事の一時中断と関係なく労働契約が維持されると判示した。

二つ目は、工事現場で身体を暖めるためにおこした焚き火と業務との関係である。裁判所はキム氏がこの日は作業をするために、事前に準備して工事現場に出て行った

という点に注目した。事故の前日、キム氏は現場所長と電話で話をした。事故当日にはキム氏の他にも作業補助者とポークレーンの技士が現場に来ていた。

またキム氏が工事現場にきて、帰宅せずに火をおこした行為は、作業が可能であるかどうかが確実になるまで待機をしていたと見ることができる。

したがって裁判所はキム氏が工事現場で火をおこしたのは社会通念上作業(または準備行為)に伴う、合理的・必要的な行為と見なし、その火が燃え移って、死亡に至ったこともやはり、会社の支配・管理下で業務遂行(または随伴する通常の活動過程)の過程で起きた事故であると結論付けた。2009年6月4日 民衆の声 キム・ミヨン記者

■ 「産業災害減少ために6大特別対策を推進」／産安公団26日に全国機関長会議

韓国産業安全保健公団(理事長 ノ・ミンギ)が産業災害を減らすために、今年の下半期に『6大特別対策』を推進することにした。

公団は5月26日に全国の傘下機関長が参加する会議を行い、産業災害被災者1万人減少のために、サービス産業の災害予防活動を強化するなど、『産業災害減少6大特別対策』を下半期に施行することにした。

公団は、△サービス産業の災害予防活動の強化、△林業の災害予防協力体系の構築、△5人未満の産業災害せい弱業種への集中支援、△大規模災害多発事業場の特別管理、△公共労働など希望プロジェクト関連の災害予防対策作り、などの6分野に産業災害

予防活動を集中することにした。

この日の会議では造船業の災害予防のための親企業－協力業者の支援強化、地域の特性に合わせた災害予防活動などの優秀事例を共有した。ノ・ミンギ理事長は「公団は産業災害予防の中心機関で、災害の減少に対する役割を再認識しなければならない」

(P 9のつづき)

吹きつけられた建物で、事務などの仕事をしていた40人がアスベストが原因のがんで労災に認定され、うち23人は認定期にすでに死亡していた。

政府がアスベストによってがんになることを認知した時期が1960年代前半までさかのほることが、村山武彦・早稲田大教授や「中皮腫・じん肺・アスベストセンター」の名取雄司所長らの調査で分かった。22日に全国で発売される「アスベスト禍はなぜ広がったのか　日本の石綿産業の歴史と国の関与」(日本評論社)で明らかにした。村山教授によると、海外で石綿が肺がんを起こすと知られたのは55年、中皮腫は60年。国内では国立公衆衛生院の鈴木武夫氏が51年、当時の労働省が所管する財団の機関紙「労災」で発がん性物質に石綿を挙げた。60年に労働省の研究報告で石綿肺に合併した肺がんの死亡例が紹介され、直後に労働省が石綿肺がんを初めて労災認定した。中皮腫は、労働省の66年の研究報告で「中皮腫の発生が石綿肺にみられる」との記述を確認した。

6/23 アスベストによる肺がんで死亡した倉敷市の男性の遺族が、自営業者向けの労災保険が適用されたため、保険金が減額されたのは不适当として、国に処分の取り消しを求めて岡山地裁に提訴した。男性は1955年から77年まで玉野市の「山陽断熱」で保温断熱工事に従事。96年まで自営で同様の業務を行い、91年4月労災保険に特別加入していた。02年に肺がんと診断され03年に死亡。男性の妻が労災補償を請求したところ、倉敷労働基準監督署は給付金の算定基準を死亡する直前の特別加入時と設定し、日額3500円と決定した。原告側は、「保険受給額の算定基準を山陽断熱での労働者時代にするべきだ」と主張している。会社勤務の時を基準に労災補償の給付金を計算すると、日額は現在の倍程度になる。

6/24 衆議院の庶務部営繕課で勤務経験があり、中皮腫で05年に死亡した川崎市の佐藤安正さんの遺族が、衆議院事務総長に公務災害の認定を申請した。佐藤さんは1949～56年、衆議院で衛生修理工として勤務。

6/25 アスベスト病変が多発する横浜市鶴見区の「旧朝日石綿住民被害者の会」など13人が、市役所で担当者に「被害救済のため、もっと情報公開を」と要請した。「神奈川労災職業病センター」の西田隆重事務局長が「被害の広がりを把握するため、胸膜ブラークの分布図をもっと細かく情報公

と話し、「下半期の産業災害減少特別対策によって、産業災害被災者1万人減少の目標を達成できるようにまい進してくれ」と頼んだ。2009年6月30日 民衆の声 チョ・ミメ記者

(翻訳：中村猛)

開できないか」とたたかれた。市側は「個人情報に触れる面もあるが、現行の300M以外の情報公開も検討する」と答えた。

6/27 兵庫県尼崎市のクボタ旧神崎工場周辺で、アスベストによる健康被害多発が発覚してから4年になるのを前に、患者や支援者が同市内で「アスベスト被害の救済と根絶をめざす尼崎集会」を開いた。参加した約170人は、すべての被害者の救済を求めて活動することを誓う「アスベスト被害とたたかう尼崎宣言」を採択した。

アスベストを含んだ廃材に焼却灰などを混ぜて高温で溶かすこと、効率良く無害化できる方法を東北大多元物質科学研究所の葛西栄輝教授(環境工学)らが開発しマニュアル化した。処理中の排ガスはアスベストを含まず、処理後は建築資材用の砂としてリサイクルできるという。

6/28 中皮腫で死亡した人のうち、約55%が「アスベスト新法」の適用や労働災害を申請していないことが分かった。環境省などの調査で、死亡届をもとに中皮腫で死亡したと確認された平成20年までの患者2970人のうち、同法の適用や労災を申請したのは約45%の1358人にとどまった。申請率は最も高い近畿が約60%だったのに対し、東北が約33%、九州が約36%と地域によって差がある。

世界保健機関(WHO)に属する国際がん研究機関(IARC)は発がん性物質についての会合で、アスベストについて、喉頭がんと卵巣がんも発症させると認定した。政府は認定基準などの検討を迫られそうだ。IARCは高濃度の石綿を浴びた人の喉頭がんのリスクは、浴びない人の1.6～2.5倍になると結論づけた。また、石綿はリンパ管や血液を通して運ばれるともいわれ、卵巣に蓄積すると指摘する論文などがある。喉頭がんは、既にドイツ、ベルギー、オーストリアなどでは石綿による職業病リストに挙げられている。

6/29 厚生労働省はアスベストによる08年度の労災認定者が3年連続で1000人を超える、石綿健康被害救済法による請求は前年度の2倍を超えたと発表した。労災保険の請求は1268人(前年度比12.5%増)で、労災認定は1063人(同6.1%増)だった。内訳は肺がんが請求640人、認定503人、中皮腫が請求628人、認定560人。石綿救済法に基づく請求は256人(前年度比126.5%増)、認定は121人(同22.2%増)。内訳は△肺がんが請求103人、認定65人△中皮腫52人、同47人△石綿肺8人、同8人△びまん性胸膜肥厚1人、同1人。

前線から

ばく露歴見逃した中皮腫 不支給に原処分取消決定

大阪

約3年間の建築業従事歴があるにもかかわらず不支給となっていた男性中皮腫患者の審査請求に対して、

6月はじめ大阪審査官が原処分を取り消した。所轄労基署が近日中に労災認定する見込みだ。

東大阪市の運送会社に運転手として勤務していた58歳の男性Wさんは、昨年5月にレントゲン検査で右肺胸水貯留がみつかり、近くの総合病院に入院、6月に兵庫医大病院で胸腔鏡生検手術の結果、胸膜中皮腫と診断された。

その後、抗がん剤治療を経て、今年、右胸膜肺全摘手術を受け、現在まで厳しい療養生活を続けている。

この間、労災保険については東大阪労基署へ、石綿新法救済給付については環境再生保全機構に請求したところ、東大阪労基署から

昨年10月末、不支給決定通知が届いたため、新法救済給付の受給になってしまった。

ちなみにWさんが関西センターに相談電話をかけてこられたのは、2007年度分労災認定事業場情報開示にあわせて昨年11月1・2日に実施したホットラインのとき（トピックスに時期を合わせた電話相談が重要であると改めて感じる）。

その翌週、Wさんを自宅（両親のマンション）に訪ねた。病歴のあと、職歴、居住歴を尋ねると、北海道出身で、大館市内（現在）の中学校を卒業後、職業訓練校木工科に2年間、その後3年間ほど地元の建設会社で建築現場で働いていて、神奈川県内にも出稼経験がある。その後、両親のいる奈良県斑鳩町に来て、東大阪市内の現職の運送会

社に就職し現在に至ったということだった。

マンションの一室での聞き取りの途中、部屋の壁や天井を指して「こういう建材にアスベストが入っているのですが、そういうものを加工したりなんかしませんでしたか？」と質問すると「え？ ほんとですか？」と言われたことには少し驚いた。聞けば、Wさんは自分の石綿ばく露原因は運送業務で出入りした倉庫に吹き付け石綿らしきものがあったので、それではないか、とずっと思ってきていたし、会社や労基署にもそのことを訴えていたのだつた。

しかし、労基署たるもの、本人の主張を傾聴、尊重するのは当然だとしても、客観的な職歴聴取ができるだけ正確に実施し、実際の石綿ばく露歴がどうだったのかを判断するはず。

が、東大阪労基署は「出入りの倉庫などで吹き付け石綿が確認できず、また、取扱品目にも石綿製品はなかったので」と不支給理由を説明したというから、ど

うも、東大阪労基署はとんでもなく杜撰なばく露歴調査しかしなかったのではないかという、患者にとっては背筋の寒い状況であることが推測された。

半信半疑で、記憶もなかなかよみがえってこない、Wさんとご両親に当時のことを聞いたところ、大館市で勤務した建設会社名や入社のいきさつを具体的に思い出すことができたのは不幸中の幸いだった。

秋田県といえば、神奈川労災職業病センターが長年取り組んできている出稼健診の拠点地域であるので、すぐに同センターの天明佳臣先生に連絡をとったところ、すぐさま秋田県大館市にあられる天明先生の知人である石田寛県会議員に連絡いただき、石田議員による地元調査が行われ、結果、Wさんを知る当時の同僚を発見、当時の作業・石綿ばく露などの実態についての聞き取り報告書を送つていただけた。

そして、これが決め手となり、不支給処分取消となつた。天明先生、石田議員と現地の関係者の方には

感謝の言葉もない。不支給処分から7ヶ月後だった。いま、大館労基署の認定に向けた調査が進められている。

それにしても東大阪労基

署のこの「ミス」。

どうしてこういうことが起きるのか、説明と猛省を近日中に必ずお願いしたいと考えている。

小学校教頭の脳出血で取り消し公務上裁決

野放図がまかり通る教頭の長時間労働

大 阪

長時間勤務が続いていた大阪市立小学校の教頭に発症した脳出血について、地方公務員災害補償基金大阪府支部審査会は5月26日付で、公務外とした原処分を取り消すとの裁決を行なつた。基金支部の公務外処分を受けて、遺族が所属する大阪市教職員組合を通じ、安全センターに協力要請があり、審査請求の取り組みを進めていたものである。

小学校教頭の東威さんは04年9月9日、職員会議後の夕方になって脳出血を発症、入院加療したが3日後に死亡した。朝7時半に出勤し、帰宅は午後11時という生活を続けていた東さんの遺族は、長時間勤務が発症の原因として同年10月に

公務災害認定を請求。しかし地公災基金大阪府支部は、発症前の時間外勤務について、発症前1カ月が62時間33分、2カ月前の1カ月が94時間、3カ月前が103時間、4カ月前が74時間程度であり、平均時間を算出して一番多い3カ月までの平均をとっても、週当たり20時間以上の時間外勤務という公務災害の認定基準をわずかに下回ることから、07年12月に公務外との認定を行なつたのだつた。

勤務時間については、度重なる調査による当時の校長の報告書を元に基金支部が認定したものだつたが、審査請求にあたり、再度、当時の同僚へ協力を求めた

ところ、これまで隠れてしまっていた新事実が判明することとなる。

04年の8月31日、翌日から新学期が始まる日曜日の夜、6年生の児童がまだ家に帰っていないと携帯電話に保護者から連絡、すぐ担任と連絡をとり自宅と学校近辺を探したが結局深夜近くになり児童が帰宅、事なきを得た。当然教頭としての公務と評価されるこの行動は、実際の被害はなく、翌日からは新学期であったこともあり、校長に報告されることはなかった。当時児童の担任であった教諭からこの行動について新たに報告書を作成、審査では少なくとも3時間半の公務があったことを主張した。このことにより、わずかに下回っていた発症前3か月の時間外勤務は週平均20時間を超過することとなり、公務上と判断されることとなつたのである。

それにしても週20時間を超えるか超えないかはわずか数時間の問題だったわけである。にもかかわらず公務外と判断した基金支部の弁明では、長時間勤務と認

めながら次のように東さんの勤務内容を評価する。

「…その具体的な内容について所属に確認したところ、そのほとんどが平日にあける文書作成等の事務処理、教務主任との打合せ、ミニバスケットボール部指導及び校内巡回であった。また、被災職員は長時間に及ぶ時間外勤務を行なっているものの、概ね11時までには退勤しており、公務により著しく睡眠時間が阻害されていた状況にあったとは認められないこと、…」

脳・心臓疾患の公務災害認定基準では、労災保険と同じく蓄積疲労について時間外労働の量を過去6ヶ月調べることとなるが、その労働は当然通常の労働内容による長時間労働の負荷を評価することになる。専門家会議の報告でも、監視・断続業務など緊張の少ない間歇的な労働については労働時間のみをもって過重性を評価できないとしているのであって、文書作成や校内巡回、まして教務主任との打合せが手待ち時間と同じに評価されてはたまつものではない。また、朝7

時半に勤務先に着き、夜11時に退勤し始める生活で睡眠時間が阻害されないわけがない。

審査会の裁決は、発症日から起算して週当たり平均20時間程度以上の連続の時間外労働を行なっていたと認められ、…自然経過を早めて著しく増悪させ、発症に至らせる程の過重な負荷を受けたと認められる、として公務上と判断した。

東さんの事例を通して、義務教育教諭、とりわけ管理職の労働時間対策の問題が浮かび上がる。もともと法律により、教諭の労働時間については特別に時間外労働を日々毎に把握して評価することはないことから、人によっては超長時間労働が普通になってしまっている場合も少なくない。そこに加えて管理的業務が加わる教頭の労働時間は、ほとんど野放図になっても不思議はない状態といえる。

もちろん労働安全衛生法の過重労働対策は、教諭もその対象となるのだが、そもそも労働時間の捕捉が現実問題としてはなされてい

ないという実態があり、ここにこそ抜本的な対策が必要であるといえる。

今回の審査請求を支えた

大阪市教職員組合を中心とした新たな取組みが期待される。

省との協議結果を踏まえたうえ、局医協議会の因果関係は認め難いとの意見をもとに5月末、不支給処分を行なった。

年間400名の発症という難病であり、ストレスや過労の影響についての報告は少ないとほいえ、血液疾患の専門医による因果関係ありとの意見書を排した処分について、Hさんは大阪労災保険審査官に審査請求を行っている。たしかに度を越した過重労働があれば、脳・心臓疾患など件数の多い疾病の場合、比較的すみやかに支給決定がなされるようになった。しかしそれ以外の過重労働の関与が引き金となる疾病的場合のハードルは高いといえよう。

過重労働による血液疾患悪化で不支給処分、審査請求へ

大 阪

大手商社の鉄鋼建材製品を扱う部門で働いていたHさんは、建築用鉄骨材料の受注、発注、納品の業務を担当し、納期管理などを1人でこなさなければならぬいため、時間外労働が増え続け03年から04年にかけて毎月時間外労働時間は100時間を超過する状況であった。03年秋頃から片頭痛が始まり、翌年になるとめまいや倦怠感が顕著となり、秋になって血尿が出たため受診、PNH(発作性夜間ヘモグロビン尿症)と診断されて入院した。

加療によって症状は相当軽快したが、1ヶ月後に仕事に復帰、もともと過重であった労働実態の状況に戻ると、症状は急激に悪化、ふたたび休業、療養したところ症状は軽快した。

過重な労働が症状悪化に及ぼした影響は明らかと考えられたので、08年6月に大阪中央労働基準監督署に労災保険療養補償給付の請求を行った。

もともと過重労働の実態については明らかで、診断が明らかになってからも勤務軽減の措置が行なわれなかつたことについても会社が認める状況であった。しかし、医学的には難病の血液疾患であり、労災認定基準が存在するわけでもなく、過重労働が悪化の症状である溶血発作の原因となることについては、一般的な要因としては指摘されながら、明快な関連性について確認された報告がない状況である。

労働基準監督署は、認定は困難とする厚生労働省本



6月の新聞記事から

6/2 山口県美祢市の「山口秋芳プラザホテル」で一酸化炭素中毒が起り、大阪府高槻市立松原小学校の修学旅行に同行していたカメラマンが死亡、病院へ児童6人を含め看護師、教員、救急隊員など22人が搬送された。

報知新聞大阪本社事業部に勤務していた塚野保則さんが平成16年6月、出張先でくも膜下出血で死亡したのは過労死だったとして、妻が国に労災認定を求める訴訟を大阪地裁に起した。帰宅時間などから推定した直前1ヶ月の時間外労働は110時間に及んだ。しかし休日出勤や社外での仕事の記録がなく、天満労働基準監督署は時間外労働を約52時間と算定、労災と認めなかつた。

6/3 東京都板橋区のマンション建設現場で、支柱に沿って垂直に可動するクレーンが運転台ごと地上25Mの高さから落下。台の下部で作業していた男性が巻き込まれて死亡。別の作業員の男性も重傷。当時はクレーンの撤去作業中で、クレーンはアーム部分がほぼ中央から折れた。

6/4 京都府舞鶴市の関西電力舞鶴火力発電所、2号機建設工事現場で、排煙ダクトの組立工事中に、地面に垂直に立てられたダクトを構成する鉄板2枚が突然倒れ、建設会社「能代テック」の作業員3人が下敷きとなつた。うち2人が死亡、もう1人も肋骨骨折の重傷を負つた。

6/7 勤務医らでつくる全国医師連盟は、都内で集会を開き、医師の労働組合「全国医師ユニオン」を設立したと発表。代表を務める植山直人医師は、欧州では医師労組が労働条件改善に役割を果たしてきたと指摘。「医療崩壊を何とかするには、医師が健康でやりがいを持って働くことができなくては。そのためユニオンが重要」と述べた。ユニオンは先月中旬、北海道から長崎までの医師8人で結成。

6/8 仕事上のストレスが原因で精神疾患になり08年度に労災認定を受けた人が269人と3年連続で過去最悪を更新したことが厚生労働省のまとめで分かった。過労自殺の労災認定は66人、過労による脳・心疾患は377人で前年度からそれぞれ15人減ったが、高水準で推移している。精神疾患の申請は927人。08年度の決定数862人のうち労災支給決定は269人で認定率は31.2%だつた。

6/9 上司からの嫌がらせ、「パワーハラスメント」に関する相談が、全国の労働局にある総合労働相談コーナーに相次いで寄せられている。2008年度の件数は3万2242件と、前年度より3907件増え、6年前の5倍。

6/10 山口県下関市の下関港第2突堤で、修理のため停泊していたタンカー第3永伸丸の船内で爆発があり、作業に立ち会っていた海運会社「西部タンカー」社員がやけで重傷、作業員の男性4人が軽傷を負つた。船内のタンク壁面の亀裂を溶接しようとしたところ火花が飛び、何かに引火して爆発したらしい。

6/11 横浜市鶴見区の大黒町物流センターの工事現場で鉄柱が倒れ、鉄柱の上部で作業をしていた作業員が下敷きになり死亡した。鉄柱は新築中の建物の柱になるもので高さ約15M、重さ約8t。

6/13 大分市佐賀関の日鉱製錬佐賀関製錬所に接岸した船の中で作業員3人が酸欠症状で倒れ、病院に搬送されたが、全員死亡が確認された。3人

は金属の荷揚げ作業をしていた。大分東署が詳しい状況を調べている。

6/16 山口県山陽小野田市のコンクリートパイル製造会社ジャパンパイル製造山口工場で、作業員2人が砂で生き埋めになった。1人は間もなく死亡、もう1人は心肺停止状態。2人は約100トンの砂が入ったサイロの下で、鉄製の台座の補強作業中だった。サイロの床が抜けた可能性があるとみて、現場の状況を調べている。

6/19 九州運輸局は運転手に法律で定められた基準を超える長時間運転をさせていたなどとして、運送会社エムエスラインの熊本営業所に対し、貨物自動車運送事業法に基づき、7日間の事業停止などの行政処分にした。同営業所では08年8月、男性運転手が長野県立科町の国道を走行中に木に衝突して死亡する事故があり、同運輸局が監査に入っていた。

6/23 福島県いわき市の常磐自動車道上り線で、道路工事現場にトラックが突っ込み、作業員6人が巻き込まれ、うち4人が即死した。ほかに少なくとも1人が病院に搬送された。県警は自動車運転過失傷害の現行犯で、トラックを運転していた男を逮捕した。

うつ病で運送会社を退職した川崎市の元タンクローリー運転手の男性が、月300時間を超える残業で体調を崩したとして、「生麦運送」と元請けの「ニヤクコポレーション」に雇用継続と約1億1000万円の損害賠償を求め横浜地裁に提訴した。男性は平成12年3月から運送会社で勤務し、時間外労働は最長で月300時間を超え体調が悪化。18年11月にうつ病になり退職。

6/27 大阪府内に本社がある1部上場企業の50%近くが労働組合との間で、月80時間以上の時間外労働を命じることができる労使協定を締結していることが、「大阪過労死問題連絡会」の労働基準監督署に対する情報公開請求で分かった。これまでに公開された86社のうち41社(47.7%)が、時間外労働の限度を月80時間以上に設定していたことが判明。うち100時間以上に及ぶ企業は13社に上り、中には月150時間を年6回まで課すことができる電機メーカーもあったという。

6/29 佐川急便新潟店の男性係長が自殺したのは上司によるパワーハラスマントが原因だったとして、遺族が週内にも新潟労働基準監督署に労災認定を申請する。同店の従業員約200人のうち、130人が会社に連名で原因究明を求める嘆願書を提出しており、115人がパワーハラの実態を証言する文書を遺族に寄せているという。遺族側は労災認定を受けた上で、上司と会社を相手に損害賠償請求も検討するとしている。男性係長は平成9年7月に入社。新潟店で配達ドライバーとして働き、19年9月に係長に昇任した。朝6時前に出社し夜は10時半に帰宅、休日も3、4時間働く激務が続いた。今年3月の人事異動で別の男性係長が課長代理に昇格してからパワーハラが始まったという。課の朝礼で係長は課長代理から部下の前で罵倒され、25人の部下を管理する係長業務に加えて配達の仕事をさせられ、4月には1週間の新人研修に2度も参加させられた。5月18日早朝、新潟市東区のスーパー跡地で飛び降り自殺した。